

# 公益社団法人大阪府看護協会 入退会及び会費に関する規程

(平成 28 年 7 月 8 日改正)

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人大阪府看護協会（以下「本会」という。）の正会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納付に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## (入会金)

第 2 条 本会へ初めて入会する者は入会金 20,000 円を納付するものとする。

## (会費)

第 3 条 正会員は会費（年額）10,000 円を納付するものとする。ただし、公益社団法人日本看護協会の会費 5,000 円を含む。

2 年度の中途に入会した正会員の当該年度の会費は年額の全額とする。

## (入会申込み)

第 4 条 本会の正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書兼口座振替依頼書により、前 2 条の入会金及び会費を納付しなければならない。

2 前項の申込みは、随時受け付けるものとする。

## (継続手続)

第 5 条 正会員である者は、本会の指定する日までに、所定の継続申請書兼口座振替依頼書により、翌年度分の会費（年額）を納付し、継続の手続を行うものとする。

## (正会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第 6 条 正会員は、会員の種別毎に、本会が管理する正会員名簿に登録するものとする。

2 正会員は、正会員名簿に記載した記載事項に変更があった場合、遅滞なく会員情報変更の届け出をしなければならない。

3 正会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱うものとする。

## (退会事由及び手続)

第 7 条 正会員は、所定の退会手続により、任意に本会を退会することができる。

2 定款第 12 条の規定により会員の資格を喪失した場合、並びに定款第 11 条の規定により

会員を除名された場合は、退会と同じく正会員名簿の登録を抹消する。

- 3 正会員は、資格喪失後及び除名後は、正会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

#### (再入会)

第 8 条 定款第 12 条の規定により会員資格を喪失した者及び定款第 11 条の規定により除名された者が再入会を希望する場合には、改めて第 4 条により入会を申込みものとする。

- 2 前項の再入会申込に関しては、退会の際、入会金及び会費の未納があった場合には、当該未納分を清算しない限り、再入会は認めないものとする。
- 3 除名により会員資格を喪失した者については、資格喪失後 3 年間、再入会を認めないものとする。

#### (入会金の使途)

第 9 条 正会員から納付された入会金は、その 20%以上を本会の公益目的事業に充当するものとする。

#### (入会金及び会費の不返還)

第 10 条 正会員が定款第 12 条の規程により会員の資格を喪失した場合であっても、既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

#### (補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会員情報管理体制の運用に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

#### (改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

#### 附則

この規程は、平成 25 年 9 月 13 日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成 28 年 7 月 8 日から施行する。